

## 省エネ適合判定の申請手数料

計算方法		床面積の合計	額
モデル建物法	工場等の用途	300 平方メートル未満	21,600 円
		300 平方メートル以上	30,400 円
		1,000 平方メートル未満	
		1,000 平方メートル以上	42,900 円
		2,000 平方メートル未満	
		2,000 平方メートル以上	108,000 円
		5,000 平方メートル未満	
		5,000 平方メートル以上	162,000 円
		10,000 平方メートル未満	
		10,000 平方メートル以上	202,000 円
	その他の建築物	25,000 平方メートル未満	
		25,000 平方メートル以上	250,500 円
		50,000 平方メートル未満	
		50,000 平方メートル以上	348,200 円
		300 平方メートル未満	98,900 円
		300 平方メートル以上	125,800 円
		1,000 平方メートル未満	
		1,000 平方メートル以上	165,600 円
		2,000 平方メートル未満	
		2,000 平方メートル以上	267,900 円
その他の建築物 又は建築物の部 分	建築物エネルギー 消費性能向上計画 の認定を受けた場 合  (複数建築物で認 定を受けた際、他の 建築物のみが対象)	5,000 平方メートル未満	349,700 円
		10,000 平方メートル未満	
		10,000 平方メートル以上	420,200 円
		25,000 平方メートル未満	
		25,000 平方メートル以上	492,900 円
		50,000 平方メートル未満	
		50,000 平方メートル以上	638,400 円
		300 平方メートル未満	11,000 円
		300 平方メートル以上	19,000 円
		1,000 平方メートル未満	

		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	182,300 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	227,700 円
		50,000 平方メートル以上	318,600 円
その他の建築物又は建築物の部分	工場等の用途	300 平方メートル未満	26,200 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	35,300 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	48,900 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	115,600 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	170,900 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	211,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	261,100 円
		50,000 平方メートル以上	361,100 円
		300 平方メートル未満	258,000 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	323,200 円
その他の建築物又は建築物の部分	その他	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	417,100 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	595,200 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	733,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	866,400 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	988,400 円
		50,000 平方メートル以上	1,232,400 円

手数料算定に用いる床面積の合計とは、建築物全体の非住宅部分の床面積となります（増改築時は既存建築物の非住宅部分の床面積を含みます。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法を用いることにより一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算をすることが不要となる部分がある場合にあっては、当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分に床面積から当該計算をすることが不要となる部分の床面積を除いた面積）

## **計画変更時の省エネ適合判定の申請手数料**

上記表の「床面積の合計」を「当該変更に係る省エネ適合性判定の申請に係る建築物の変更に係る部分（再計算の対象とする部分）の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）」と読み替えて使用します。ただし、計算方法を変更する場合は、「当該変更に係る省エネ適合性判定の申請に係る建築物の変更に係る部分（再計算の対象となる部分）の床面積」と読み替えます。

## **軽微な変更の証明の申請手数料**

上記表の「床面積の合計」を「当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分（再計算の対象となる部分）の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）」と読み替えて使用します。なお、計算方法を変更する場合は、軽微な変更に該当しません。

## **用語の定義**

「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第130条の2の2に規定する処理施設の用途をいいます。